

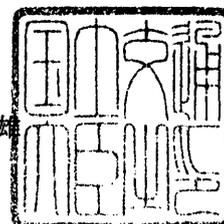


認定書

国住指第872号
平成 18年 8月 15日

興亜不燃板工業株式会社
代表取締役 三枝 輝壹郎 様

国土交通大臣 北側 一雄



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第2条第七号並びに同法施行令第107条第一号及び第三号(屋根:各30分間)の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

FP030RF-0146

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

カラーアルミ・イソシアヌレート保温板・硬質木毛セメント板表張/軽量鉄骨下地屋根

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り

(注意)この認定書は、大切に保存しておいてください。

1. 構造名：

カラーアルミ・イソシアヌレート保温板・硬質木毛セメント板表張／軽量鉄骨下地屋根

2. 申請仕様の寸法：

申請仕様の寸法を表1に示す。

表1 申請仕様の寸法

項目	申請仕様
支持部材間隔	構造計算等によって構造安全性が確かめられた寸法
たるき間隔	606mm以下
葺材	仕様：金属板葺き：①～⑤の一 ①横葺き 働き幅：150～606mm ②瓦棒葺き 働き幅：225～675mm ③立平葺き 働き幅：200～853mm ④瓦葺き 働き幅：200～500mm ⑤折板葺き 働き幅：200～800mm

3. 申請仕様の主構成材料：
申請仕様の主構成材料を表2に示す。

表2 申請仕様の主構成材料

項目	申請仕様
たるき	材料：一般構造用軽量形鋼（JIS G 3350） 形状・寸法：C-100×50×20×2.3mm以上
葺材	仕様：葺材：①～⑱の一 ①カラーアルミ：厚さ0.4mm以上 国土交通大臣認定 不燃材料 NM-8597又はNM-8598 ②アルミニウム板：厚さ0.4mm以上 平成12年建設省告示 第1400号 ③塩化ビニル樹脂金属積層板：厚さ 0.35mm以上 国土交通大臣認定 不燃材料 NM-8674～NM-8696の一 ④熔融亜鉛めっき鋼板：厚さ 0.3mm以上 平成12年建設省告示 第1400号又はJIS G 3302 ⑤塗装／亜鉛めっき鋼板：厚さ 0.3mm以上 国土交通大臣認定 不燃材料 NM-8697 ⑥アルミニウム・亜鉛合金めっき鋼板：厚さ 0.3mm以上 国土交通大臣認定 不燃材料 NM-8027 ⑦ポリエステル樹脂系塗装／アルミニウム ・亜鉛合金めっき鋼板：厚さ 0.3mm以上 国土交通大臣認定 不燃材料 NM-8028 ⑧伸銅品：厚さ 0.3mm以上 国土交通大臣認定 不燃材料 NM-8586～NM-8595の一 ⑨ステンレス鋼板：厚さ 0.25mm以上 JIS G 4304又はJIS G 4305 ⑩塗装ステンレス鋼板：厚さ 0.27mm以上 国土交通大臣認定 不燃材料 NM-8316～NM-8326の一 ⑪樹脂充てん／両面塗装ステンレス鋼板： 厚さ 0.52mm以上 国土交通大臣認定 不燃材料 NM-8327～NM-8332の一 ⑫チタン展伸材：厚さ 0.3mm以上 国土交通大臣認定 不燃材料 NM-8596又はJIS H 4600 ⑬樹脂充てん／両面鋼板：厚さ 0.56mm以上 国土交通大臣認定 不燃材料 NM-8698 ⑭無機質断熱材裏張／金属板：厚さ 2mm以上 国土交通大臣認定 不燃材料 NM-8673 ⑮塗装熔融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板 (JIS G 3322)：厚さ 0.3mm以上 ⑯塗装熔融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板 (JIS G 3318)：厚さ 0.3mm以上 ⑰熔融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板 (JIS G 3321)：厚さ 0.3mm以上

つづき

葺材	<p>⑱溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板 (JIS G 3317) : 厚さ 0.3mm以上</p> <p>⑲電気亜鉛めっき鋼板(JIS G 3313) : 厚さ 0.3mm以上</p> <p>裏打材 : 1)~4)の一</p> <p>材質 : 1)ポリエチレンフォーム、 ポリスチレンフォーム、 又は硬質ポリウレタンフォーム</p> <p>2)難燃性ポリエチレンフォーム 国土交通大臣認定品(準不燃材料 QM-9829)</p> <p>3)無機質高充填ポリエチレンフォーム 国土交通大臣認定品(準不燃材料 QM-9849)</p> <p>4)なし</p> <p>厚さ : 4mm以下</p> <p>接着剤 : a)~d)の一</p> <p>a)アクリルウレタン系 b)アクリル系 c)ウレタン系 d)クロロプレンゴム系</p> <p>塗布量 100g/m²以下</p>
野地板	<p>仕様 : 重張又は複合板</p> <p>材料 : ①上張材と②下張材の重張り又は③の複合板 (③は①と②を工場であらかじめ接着剤で張合せた複合板)</p> <p>①上張材 : 断熱材</p> <p>材料 : イソシアヌレート保温板</p> <p>厚さ : 50mm以下</p> <p>密度 : 40kg/m³以下</p> <p>構成 : (1)表面材及び(2)裏面材</p> <p>(1)ポリエチレン樹脂フィルム張合せ炭酸カルシウム紙</p> <p>材質 : 1)及び2)</p> <p>1)炭酸カルシウム紙 : 厚さ 0.12~0.23mm 質量 120~190 g/m²</p> <p>2)ポリエチレン樹脂フィルム : 厚さ 50 μm以下 質量 50 g/m²以下</p> <p>(2)ポリエチレン樹脂フィルム裏張りクラフトライナー紙 張合せアルミニウムはく</p> <p>厚さ : 0.24~0.35mm 質量 : 284~364 g/m²</p> <p>構成 : 1)表面材及び2)裏面材</p> <p>1)アルミニウムはく : 厚さ 20 μm以上 質量 54 g/m²以上</p>

つづく

	<p>2) 紙： a)～d) の一</p> <p>a) クラフトライナー紙： 厚さ 0.26mm以下 質量 220 g/m²以下</p> <p>b) クラフト紙： 厚さ 0.22mm以下 質量 180 g/m²以下</p> <p>c) 水酸化アルミニウム紙： 厚さ 0.26mm以下 質量 220 g/m²以下</p> <p>d) 炭酸カルシウム紙： 厚さ 0.15mm以下 質量 140 g/m²以下</p> <p>3) ポリエチレン樹脂フィルム： 厚さ 70 μm以下 質量 90 g/m²以下</p> <p>② 下張材： 硬質木毛セメント板 国土交通大臣認定 準不燃材料 QM-9701 厚さ： 20mm以上 密度： 0.86(+0.04, -0) g/cm³以上</p> <p>③ 複合板 厚さ： ① イソシアヌレート保温板 50mm以下 ② 硬質木毛セメント板 20mm以上 質量： 20kg/m²以上 接着剤： 1) 又は 2) 1) ウレタン系樹脂 2) 酢酸ビニル系樹脂 塗布量： 200 g/m²以下 (有機質量)</p>
--	--

4. 申請仕様の副構成材料：
申請仕様の副構成材料を表3に示す。

表3 申請仕様の副構成材料

項目	申請仕様
たるき取付金具	材料：①及び② ①一般構造用圧延鋼材(JIS G 3101) 等辺山形鋼 L-75×65×6mm以上 ②一般構造用圧延鋼材(JIS G 3101) 平鋼 FB-6×75×65mm以上 (②はたるきダブル部位仕様)
たるき留付材	材料：六角ボルト(JIS B 1180) 寸法：M12×25mm以上 ナット(JIS B 1181) 寸法：M12以上
耐火被覆材	たるき用： 材料：繊維混入けい酸カルシウム板(平成12年建設省告示第1400号) 厚さ：25mm以上
留付材	野地板用： 材料：ドリリングタッピンねじ(JIS B 1125) 寸法：呼び径φ4.8×45mm以上 留付間隔：435mm以下
	耐火被覆材用： 材料：タッピンねじ(JIS B 1122) 寸法：呼び径φ3.5×35mm以上 留付間隔：333mm以下
	補助たるき用： 材料：すりわり付きタッピンねじ(JIS B 1115) 寸法：呼び径φ4.8×35mm以上
	葺材用： 材料：タッピンねじ(JIS B 1122) 寸法：呼び径φ4×40mm以上 留付間隔：300mm以下
防水材	材料：①～④の一 ①アスファルトルーフィングフェルト(JIS A 6005) 単位面積質量 1500 g/m ² 以下 ②合成高分子系ルーフィングシート(JIS A 6008) 厚さ1.5mm以下 ③改質アスファルトルーフィングシート(JIS A 6013) 厚さ2.5mm以下 ④なし
補助たるき	仕様：あり又はなし 材料：1)又は2) 1)溶融亜鉛めっき鋼板(JIS G 3302) 2)塗装溶融亜鉛めっき鋼板(JIS G 3312) 厚さ：1mm以上
吊子 ①横葺 ②瓦棒葺 ③立平葺 ⑤折板葺	仕様：①～③又は⑤の一 材料：1)又は2) 1)塗装溶融亜鉛めっき鋼板(JIS G 3312) 2)溶融亜鉛めっき鋼板(JIS G 3302) 寸法：厚さ 0.4mm以上 長さ 30mm以上 取付間隔：300mm以下

つづき

吊子 留付材	①横葺 ②瓦棒葺 ③立平葺	仕様：①、②又は③ 材料：1)又は2) 1)タッピンねじ (JIS B 1122) 寸法：呼び径φ4×40mm以上 2)すりわり付きタッピンねじ (JIS B 1115) 寸法：呼び径φ4.2×40mm以上
	⑤折板葺	仕様：⑤ 材料：1)、2)又は3) 1)タッピンねじ (JIS B 1122) 寸法：呼び径φ4×50mm以上 2)すりわり付きタッピンねじ (JIS B 1115) 寸法：呼び径φ4.2×50mm以上 3)六角ボルト (JIS B 1180) 寸法：M6×50mm以上
タイトフレーム	⑤折板葺	仕様：⑤ 材料：塗装溶融亜鉛めっき鋼板 (JIS G 3312) 厚さ：0.4mm以上 取付間隔：300mm以下
タイトフレーム 留付金具	⑤折板葺	仕様：⑤ 材料：タッピンねじ (JIS B 1122) 寸法：呼び径φ4.5×20mm以上
キャップ	②瓦棒葺 ⑤折板葺	仕様：②及び⑤ 材料及び厚さは葺材と同じ
ジョイナー		仕様：あり又はなし 形状：(1)、(2)又は(3) (1)T形 (2)H形 (3)ハット形 材料：1)～4)の一 1)溶融亜鉛めっき鋼板 (JIS G 3302) 厚さ 0.27mm以上 2)塗装溶融亜鉛めっき鋼板 (JIS G 3312) 厚さ 0.27mm以上 3)ステンレス鋼板：(JIS G 4304)又は(JIS G 4305) 厚さ 0.25mm以上 4)塗装ステンレス鋼板：(JIS G 3320) 厚さ 0.25mm以上
接続金物	①横葺	仕様：① 材料及び厚さは葺材と同じ

5. 申請仕様の構造説明図：

申請仕様の構造説明図を図1～図10に示す。

6. 施工方法：

施工図を図11～図15に示す。

施工は以下の手順で行う。

(1) 下地

- 1) 支持部材間隔は構造計算等によって構造安全性が確かめられた寸法とする。
- 2) たるき取付金具を、たるき間隔606mm以下になるように、母屋等に電気溶接で取付ける。
- 3) たるき留付材を用いて、たるき取付金具に取付ける。

(2) 野地板の取付け

野地板の仕様には重張又は複合板とする。

重張の場合

- 1) 割付図に従って野地板(下張材：硬質木毛セメント板)を配置する。
- 2) 目地部には縦方向(母屋方向)にジョイナーを挿入する。
- 3) 割付図に従って野地板(上張材：イソシアヌレート保温板)を配置する。
- 4) 取付けは野地板用留付材を用いて、野地板端部から100mm以内の位置でたるきに留付ける。
留付間隔は435mm以下とする。

複合板の場合

- 1) 野地板の複合板仕様はあらかじめ工場において接着剤で張付けた複合板である。
- 2) 割付図に従って野地板を配置する。
- 3) 目地部には縦方向(母屋方向)にジョイナーを挿入する。
- 4) 取付けは野地板用留付材を用いて、野地板端部から100mm以内の位置でたるきに留付ける。
留付間隔は435mm以下とする。

(3) 防水材の張付

防水材を、重ね代100mm以上となるように野地板の上に敷き込む。

必要に応じてタッカー(工業用ステーブル：JIS A 5556 ステンレス製内幅9.6mm-足長10mm以上)で仮留めする。

(4) 屋根葺き

1) 金属板葺き仕様

イ) 葺き仕様：①横葺き、②瓦棒葺き及び③立平葺きの場合

- ・ 吊子を吊子留付材でたるき又は補助たるきに留付ける。
- ・ 葺材を吊子に固定する。
- ・ ②瓦棒葺きはキャップを被せかして固定する。

ロ) 葺き仕様：④瓦葺きの場合

- ・ 瓦固定留付材を用いてたるきに直接留付ける。
- ・ 葺材を葺材留付材で固定する。

ハ) 葺き仕様：⑤折板葺きの場合

- ・ タイトフレームをタイトフレーム留付材を用いて取付け、その上に吊子を吊子留付材で取付ける。
- ・ 葺材をタイトフレームと吊子に固定する。
- ・ キャップを被せかして固定する。